



SITC JAPAN CO., LTD.
32F, MARUNOUCHI BUILDING, 2-4-1, MARUNOUCHI,
CHIYODA-KU, TOKYO 100-6332 JAPAN

2016年6月吉日

お客様各位

SITC CONTAINER LINES CO., LTD.
日本総代理店
SITC JAPAN 株式会社

SOLAS 条約改正による「輸出コンテナ貨物総重量確定制度」について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年7月1日発効の SOLAS 条約の改正に伴い、国土交通省は船舶安全法関係省令の一部改正並び告示が交付されました。

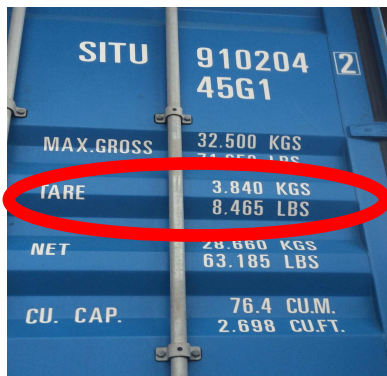
これにより、平成28年7月1日以降に船積み(本船積み基準)される国際海上輸送コンテナに関しては、改正 SOLAS 条約及び国土交通省が定めた制度に基づき計測されたコンテナ総重量を船積み前に船長又は代理人(ターミナル)等に提供する必要があります。

本制度に伴う弊社の運用等に関して、下記の通りご案内申し上げます。
尚、関係省令、重量確定方法等本制度の詳細に関しまして、以下国土交通省のホームページをご参照ください。

国土交通省 HP : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

敬具

1. 確定総重量の連絡方法については、当面、現行の搬入票を利用する事と致します。
2. 「搬入票」の記載重量を確定されたコンテナ総重量とし、署名欄に記載される方を、総重量を確定した届出荷送人または登録確定事業者乃至その代行者と見做す事と致します。(当面は届出荷送人番号、登録事業者番号の搬入票への記載は見合わせます。)
3. コンテナ総重量確定を本制度の「方法2」でされる場合、コンテナ風袋重量 (Tare Weight) はコンテナドア面に記載されております数値をご利用下さい。(資料①)



(資料①)



SITC JAPAN CO., LTD.

32F, MARUNOUCHI BUILDING, 2-4-1, MARUNOUCHI,
CHIYODA-KU, TOKYO 100-6332 JAPAN

4. 「搬入票」によるコンテナ総重量情報提出の締め切りはCY CUT日と同日と致します。
5. コンテナ総重量、署名等、「搬入票」必要事項の記載漏れ、間違いがある場合、当該コンテナのお引き受け、船積みをお断りさせて頂く事がございますので、ご留意下さい。
6. 申告重量と実重量の大きな乖離を発見した場合、船社またはターミナルより、搬入票署名欄のご担当者へ御連絡の上、再計算、もしくは正確な重量の再申告をお願いさせていただきます。

上記の通り、本年7月1日以降の船積み分より改正 SOLAS 条約及び関係省令に則った対応をさせていただきます。つきましては、コンテナ総重量、署名等の必要情報の記載漏れ無き様、ご注意頂けます様、宜しくお願い申し上げます。

以上